

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2009 年度税制改正 外国法人が取得する割引債の 償還差益にかかわる 国内源泉所得の課税の見直しについて

2009 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(以下、「2009 年度税制改正」)により、外国法人が取得する割引債の償還差益にかかわる国内源泉所得の範囲が見直されました。

本ニュースレターでは、2009 年度税制改正における上記の改正点について、その概要をご紹介します。

改正前の取り扱い(注1)

外国法人が支払いを受ける割引債の償還差益については、原則として、発行時に18%の税率で所得税の源泉徴収が行われます(注2)。そのうち、内国法人の発行する割引債の償還差益については、原則として償還時に法人税の課税対象とされ、源泉徴収された所得税のうち割引債の保有期間に対応する金額は法人税額から控除されることとされていました。一方、外国法人が発行する割引債の償還差益については、法人税法上は国内源泉所得に明記されていませんでした。

(注1) 租税条約が適用される場合、課税関係が修正される可能性があります。

(注2) 外国法人が発行する割引債のうち源泉徴収の対象とされるものは、国内において発行されるもの、および国外において発行されるもののうち社債発行差金の全部または一部が、当該外国法人の国内にある支店等事業を行う一定の場所(以下、「恒久的施設」といいます)を通じて国内において行われる事業に帰せられるものに限られます。

改正の概要

2009年度税制改正において、外国法人が支払いを受ける割引債の償還差益について、以下の改正が行われました。

(1) 外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものは、外国法人投資家にとって、法人税法上、国内源泉所得(国内にある資産の運用または保有により生ずる所得)とみなされることとなりました。国内において行う事業に帰せられるものとは、原則として、国内に恒久的施設を有する外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該外国法人の恒久的施設を通じて国内において行う事業に帰せられる部分の金額をいいます。

(2) 国内に恒久的施設を有しない外国法人が支払いを受ける割引債の償還差益(外国法人の発行する割引債の償還差益については上記(1)のものに限る)のうち、源泉課税の対象とされない特定短期公社債に該当するもの以外のものは、法人税の申告対象から除外されることとされました(注3)。

(注3) 国内に恒久的施設を有する外国法人が支払いを受ける償還差益についても、国内において建設作業等を行う外国法人または国内に代理人等を置く外国法人が支払いを受けるもののうち、国内において行う建設作業等にかかわる事業に帰せられないものおよび国内において代理人等を通じて行う事業に帰せられないものは、法人税の申告対象から除外されます。

なお、割引債の償還差益が当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものであり、かつ償還差益の支払いを受ける法人が国内に恒久的施設を有する外国法人である場合、その償還差益は法人税の課税対象となります。

2008年度税制改正において、非居住者または外国法人の国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるもの等が加えられています。今回の税制改正で外国法人が支払いを受ける割引債の償還差益についても、外国法人が受ける債券の利子と同様、国内源泉所得に加えられました。

上記の改正は、2009年4月1日以後に発行される割引債の償還差益について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル 15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
マネージャー	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
	牧平直子	03-5251-2223	naoko.makihira@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	